

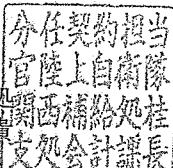
公告 第 11 号
令和5年2月21日

入札公告

分任契約担当官

陸上自衛隊関西補給処桂支処

会計課長 増田有貴



下記のとおり、一般競争入札を執行する。

記

1 競争入札に付する事項

番号	件名	規格	単位	予定数量	仕様書番号
1	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書のとおり	台	4	環-1
2	産業廃棄物運搬処分（木くず）	仕様書のとおり	台	4	環-2
3	産業廃棄物運搬処分（石綿含有）	仕様書のとおり	k g	4, 500	環-3
4	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書のとおり	台	6	4 5
5	産業廃棄物収集運搬処分	仕様書のとおり	k g	13, 000	
履行場所		陸上自衛隊桂駐屯地			
履行期限		自 令和5年4月1日		至 令和6年3月31日	

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「役務の提供等」における等級が「D」以上に格付されている者。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の入札参加を認めない。

3 契約条項及び入札心得を示す場所

陸上自衛隊 関西補給処桂支処 会計課 契約班

4 入札（現場）説明会及び競争入札の日時等

- (1) 入札説明会： 実施しない
- (2) 場 所： 桂駐屯地 本部庁舎1階 多目的室
- (3) 日 時： 令和5年3月8日(水) 11:30 時間厳守

5 落札決定方法 : 予定数量に単価を乗じて得た総価で決定する。
※契約方法については、単価契約。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
- (2) 契約保証金 : 免除

7 入札及び契約条件

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加を希望する者は、令和5年3月3日（金）までに別紙「競争入札受付票」に必要事項を記入し、資格審査結果通知書（写し）（申請中の者は受付証明を提出し、資格決定後速やかに写しを提出）、「産業廃棄物収集運搬業許可証」（写し）を添えて下記担当まで申し込みされたい。確認後関係書類を交付する。

(3) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(4) 落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

(5) 産業廃棄物管理票は必要に応じて請負業者にて準備し官側が指定する処分納期までに必ず提出すること。

8 入札の無効

- (1) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (2) FAXによる入札。
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。

9 その他

- (1) 郵便入札
 - ア 郵便により入札する場合は、事前にその旨を担当者へ通知するとともに、送付に当たっては「書留」等を利用し、令和5年3月7日（火）17時までに担当者必着とする。
 - イ 郵便による入札者があった場合において、再度入札となつた時は、再度入札日を別途連絡する。
 - ウ 郵便入札による入札者が同価入札の対象となつた場合は、当方の隊員から入札事務に關係ない隊員を指名し抽選を実施する。
- (2) 代理人による入札は、入札前に委任状（A4縦仕様・書式は随意）を提出する。
- (3) 入札及び契約に関する問い合わせ先
〒615-8103 京都市西京区川島六の坪（桂駐屯地）
陸上自衛隊 関西補給処桂支処 会計課 契約班 担当 吉田
TEL (075) 381-2125 (内線515)
FAX (075) 381-8881

別紙

競争入札受付票

年月日

入札件名	産業廃棄物運搬処分（混載） ほか4件	入札日時	令和5年3月8日1130～		
仕様書等受領者	住所				
	会社名	(電話	—	—)
		(FAX	—	—)
	受領者（役職・氏名）				
※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。					

官側使用欄	申込手段	来隊 電話(.....)	資格決定通知書	有	無
	仕様書等の交付	手交・郵便・メール	郵便入札	有	無
	入札参加確認	有・無	入札出欠	出	欠

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕様書番号	環一 /
品名	産業廃棄物運搬処分（混載）	承認年月日	5. 2. 17
		作成年月日	5. 2. 17
		変更年月日	
		作成部隊等	関西補給処桂支処総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物の運搬・処分について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
混載	<ul style="list-style-type: none"> ① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属屑（鉄・アルミ等） ・ 廃プラスチック類 ・ ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑 ・ がれき類 ・ その他 ② 混載に該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。 ・ 生木（竹等を含む） 	4t (8m ³) コンテナ 4台	・ 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は官側において準備するものとし、納期までに提出すること。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の提出をもって検査合格とする。
- (4) 蛍光灯については、埋め立て処分するものとする。また、埋め立て処分が出来ない場合はリサイクル処分すること。
- (5) 細部日程については、担当者と調整すること。
※担当者 管理課営繕班 岡田（内線382）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕様書番号	環-2
品名	産業廃棄物運搬処分（木くず）	承認年月日	5. 2. 17
		作成年月日	5. 2. 17
		変更年月日	
		作成部隊等	関西補給処桂支処総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物の運搬・処分について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
木くず	① 木くず (上記廃棄物を区分しがたいもの) ・建設業に係るもの (工作物の新築、改築または除去に生じたもの)	4t (8m ³) コンテナ 4台	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は官側において準備するものとし、納期までに提出すること。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の提出をもって検査合格とする。
- (4) 細部日程については、担当者と調整すること。
※担当者 管理課営繕班 岡田（内線382）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕様書番号	環-3
品名	産業廃棄物運搬処分（石綿含有）	承認年月日	5. 2. 17
		作成年月日	5. 2. 17
		変更年月日	
		作成部隊等	関西補給処桂支処総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物の運搬・処分について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
石綿含有 産業廃棄物	① 石綿含有の産業廃棄物 • スレート • 石膏ボード • ガラスウール類 • その他	4500kg (4tコンテナ2台分)	・産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 請負業者は石綿含有産業の許可書の写しを担当者に事前に提出すること。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は官側において準備するものとし、納期までに提出すること。
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の提出をもって検査合格とする。
- (5) 細部日程については、担当者と調整すること。
※担当者 管理課営繕班 岡田（内線382）

陸上自衛隊仕様書

物品番号		調達要求書番号	3RJ91CM3001
品 名 規 格	産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書番号	4
		承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 5 年 2 月 7 日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	関西補給処 柱支処 総務部

1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物運搬処分(混載)について適用する。

2 廃棄物の種類等

廃棄物 の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類
混 載	<p>① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属屑(鉄、アルミ等) ・ 廃プラスチック ・ ゴム屑 ・ ガラス屑・陶磁器屑 ・ がれき類 ・ ビニール屑 ・ 発泡スチロール屑 ・ 合成繊維屑(シート・ジュウタン等) ・ 建設廃材(加工木材等) ・ 設備廃材 ・ その他 <p>② 混載に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。 	4t(8m ³)コンテナ 1台	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

3 その他

- (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。
- (2) 業者はその都度処理をすすめ、E票は官側の指定する処分納期までに提出すること。
- (3) 細部日程については、担当者と調整すること。

※ 担当 総務部管理課補給班 三藤(内線376)

陸上自衛隊仕様書												
物品番号		調達要求書番号 3RJ91CM3002										
品名規格 産業廃棄物運搬処分（混載）	仕様書番号		5									
	承認年月日		令和	年	月	日						
	作成年月日		令和	5	年	2	月	3	日			
	変更年月日		令和		年		月		日			
	作成部隊等		関西補給処 桂支処 総務部									
<p>1 適用範囲 この仕様書は陸上自衛隊桂駐屯地において発生する第2項に掲げる産業廃棄物運搬処分(混載)について適用する。</p> <p>2 廃棄物の種類等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>廃棄物内容</th> <th>処分予定数量</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混 載</td> <td> ① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属屑(鉄、アルミ等) ・ 廃プラスチック ・ ゴム屑 ・ ガラス屑・陶磁器屑 ・ がれき類 ・ ビニール屑 ・ 発泡スチロール屑 ・ 合成繊維屑(シート・ジュウタン等) ・ 建設廃材(加工木材等) ・ 設備廃材 ・ その他 ② 混載に該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。 </td> <td>4t(8m³)コンテナ 1台</td> <td>産業廃棄物管理票 (マニフェスト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の運搬・処分は関係法令に基づき実施し、運搬・処分業許可書の写しを提出し、官側と委託契約を結ぶこと。 (2) 業者はその都度処理をすすめ、E票は官側の指定する処分納期までに提出すること。 (3) 細部日程については、担当者と調整すること。 <p>※ 担当 総務部管理課補給班 二階堂(にかいどう) (内線372)</p>					廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類	混 載	① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属屑(鉄、アルミ等) ・ 廃プラスチック ・ ゴム屑 ・ ガラス屑・陶磁器屑 ・ がれき類 ・ ビニール屑 ・ 発泡スチロール屑 ・ 合成繊維屑(シート・ジュウタン等) ・ 建設廃材(加工木材等) ・ 設備廃材 ・ その他 ② 混載に該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。 	4t(8m ³)コンテナ 1台	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)
廃棄物の種類	廃棄物内容	処分予定数量	提出書類									
混 載	① 混載 (上記廃棄物を区分しがたいもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属屑(鉄、アルミ等) ・ 廃プラスチック ・ ゴム屑 ・ ガラス屑・陶磁器屑 ・ がれき類 ・ ビニール屑 ・ 発泡スチロール屑 ・ 合成繊維屑(シート・ジュウタン等) ・ 建設廃材(加工木材等) ・ 設備廃材 ・ その他 ② 混載に該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ グラスウール・石膏ボードなどの石綿含有が疑わしいものは除く。 	4t(8m ³)コンテナ 1台	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)									

桂駐屯地産業廃棄物収集・運搬、処分に関する仕様書

- 1 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊桂駐屯地（京都府京都市西京区川島六ノ坪）で発生する廃棄物のうち、下表の廃棄物の収集、運搬、廃棄物処理場への搬入及び処理について適用する。

廃棄物の種類		発生量
産業廃棄物	プラスチック類・金属類・ガラス陶磁器類 年間プラスチック類 12トン、その他1トン	13.0トン (約1.1トン/月)

- 2 期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日

3 収集要領

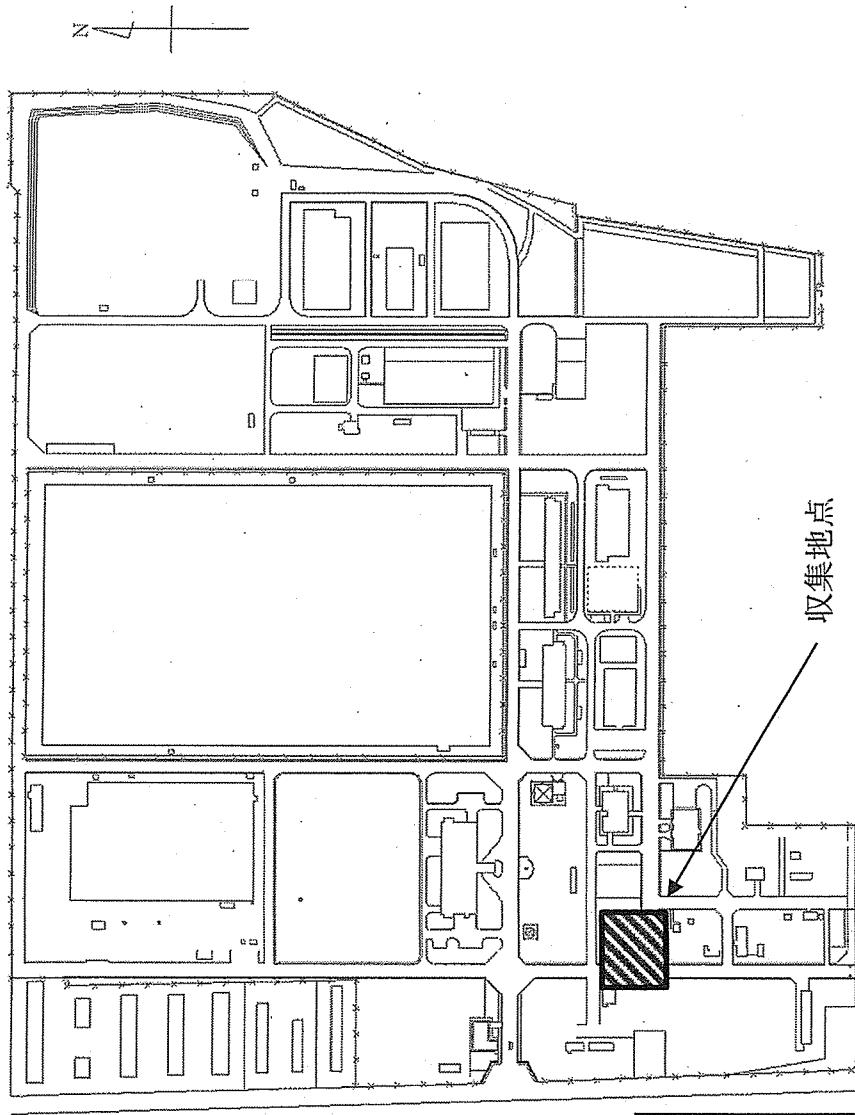
- (1) 収集日及び収集時間
ア 収集日は、毎月2回を基準として収集日希望日を事前に請負業者に通知するものとし、細部は調整による。
イ 収集時間は、午前中（9時から11時を基準）とし、細部は調整による。
- (2) 収集地点等
請負業者は、別紙「収集地点配置図」の収集地点において、監督官の立会のもと収集する。臨時に収集地点を設けた場合も同様とする。
- (3) 他事業所等の廃棄物の混載禁止
請負業者は、駐屯地の廃棄物を収集後、途中の積み替え及び他事業所の廃棄物を収集することなく、直接処分場へ運搬するものとする。
- (4) 廃棄物の計量及び通知
請負業者は、収集した廃棄物の重量を計測し、その結果を速やかに官側に通知するものとする。

4 産業廃棄物管理票（E票）

- 請負業者は、産業廃棄物管理票（E票）を収集の都度作成し、最終処分終了後速やかに官側へ提出するものとする。
官側検査官は、E票の受理を持つて履行状況を確認する。

- 5 その他
本役務で疑義又は調整を要する事項が発生した場合、監督官に連絡してその指示に従うものとする。

収集地点配置図



車両進入口（正門）

